

横手市農業委員会

令和7年度 第11回

農業委員会総会議事録

令和8年2月16日

令和7年度 第11回横手市農業委員会総会議事録

令和8年2月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について

(※追加議案)

6. 議案第52号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いに対する意見決定について
7. 報告第15号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13	高田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近江 清 廣	出
3	佐藤 省 美	出	15	高橋 馨	出
			16	佐藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	17	高橋 尚 也	出
6	千葉 肇	出	18	小松田 英 人	出
7	佐藤 仁	出	19	高橋 康 弘	出
8	高橋 正 也	出	20	丹波 賢太郎	出
9	佐藤 勇	出	21	武藤 吉 喜	出
10		欠	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23	堀江 一 彦	出
12		欠	24	飯野 正 和	出

当日の欠席委員

10番 小笠原 夏 子 委員

12番 千 田 誠 治 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局		
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局		

議長	<p>本日の出席者数は21名であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第11回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より</p> <p>1番 佐藤 保 委員</p> <p>2番 佐々木 由紀子 委員</p> <p>の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程2、「議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はじめに「25番」から「31番」については、議席番号20番 丹波賢太郎委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号20番 丹波賢太郎委員 一時退席)</p>
議長	<p>「25番」から「31番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。議案書8ページをご覧ください。案件は7件です。「25番」から「31番」は、大森地域局管内からの申請です。</p> <p>「25番」から議案書9ページの「31番」は、いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。</p> <p>以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号25番から31番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「25 番」から「31 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「25 番」から「31 番」について、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)

議長

次に、「1 番」から「40 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。10 ページの「35 番」につきましては、申請者からの申し出により取り下げされました。

議事参与の制限の案件を除く案件は「1 番」から「24 番」まで、「32 番」から「34 番」まで、及び「36 番」から「40 番」までの 32 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

「1 番」から「10 番」は、増田地域局管内からの申請です。「1 番」から議案書 3 ページの「7 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「8 番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。議案書 4 ページをご覧ください。

「9 番」及び「10 番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。

「11 番」から「22 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「11 番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。「12 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

議案書 5 ページをご覧ください。「13 番」から「15 番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「16 番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。議案書 6 ページをご覧ください。「17 番」から「20 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。議案書 7 ページをご覧ください。「21 番」、「22 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。

「23 番」、「24 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。いずれも、買受により、経営規模の拡大をするものです。議案書 9 ページをご覧ください。

「32 番」から「34 番」は、大森地域局管内からの申請です。「32 番」から議案書 10 ページの「34 番」は、いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。

「36 番」から「39 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「36 番」

は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。議案書11ページをご覧ください。「37番」、「38番」は、自作地相互の交換をするものです。「39番」は、県外在住のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

「40番」は、大雄地域局管内からの申請です。買受により、経営規模の拡大をするものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号1番から24番、32番から34番、及び36番から40番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く、「1番」から「40番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く、「1番」から「40番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程3、「議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書14ページをお開き下さい。案件は1件になります。それでは、ご説明いたします。

「1番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第5条第1号に規定する「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から「第1種農地」と判断されます。

「事業概要」は、申請者の自宅が国道拡幅工事に伴い移転する必要が生じ、近隣の土地を探したが適当な土地が見つからず、やむを得ず自己所有の申請地に一般住宅建築を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約330mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「宅地」、東側は「畑」、南側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額住宅移転に伴う補償金で対応するとのことで、土地売買に関する契約書等の内容により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させるとのことです。

「被害防除」は、周囲への影響が無いようにするとのこと。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区の管轄外とのこと、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第1種農地ではありますが、国道拡幅工事による住宅の移転による一般住宅建築であり、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、11月27日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し「問題ない旨」の回答を得ております。併せて、横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外が決定されていることについて確認しております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第49号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第49号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、「議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書18ページをお開き下さい。案件は4件になります。それでは、ご説明いたします。

「1番」は、 地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第12条第1号に規定する「おおむね

10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第1種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者の世帯において6台の自動車を所有しており、駐車スペースが狭いため、やむを得ず隣地の申請地に駐車スペースのため宅地拡張を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約930mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、西側・東側は「宅地」、南側は「田」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、通帳の写しにより確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させるとのことです。

「被害防除」は、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第1種農地であります。駐車スペースを確保するため宅地拡張するものであり、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地面積141㎡が既存の施設の敷地の面積330.60㎡の2分の1を超えないもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、「許可相当」に該当するものと考えます。

「現地調査」は、1月28日、高橋馨委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「2番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法第5条第2項第2号の規定から「他の農地区分に該当しない農地」で小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は申請地の近接地に住宅建設を予定しており、その接続道路が必要となったため、やむを得ず申請地に道路整備を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約2.4kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「畑」、南側・東側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、通帳の写しにより確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させるとのことです。

「被害防除」は、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区の管轄外とのことで、ありません。

「他法令」については、道路工事事業承認済みで、道路位置指定については、資料作成時において申請済みで許可見込みとしておりましたが、

計画承認がされております。

「申請地」は、第2種農地であります。住宅建設に伴う接続道路が必要となったため、やむを得ず計画したものであり、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められるときに該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、1月28日、高橋馨委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

次に、議案書20ページです。

「3番」は、[]地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、議案書21ページの左側の番号3の図面をご覧ください。申請地の右側が83番となっており、農地法施行規則第44条第3号に規定する「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（商業地域）」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。また、83番の左側が84番となっており、農地法施行令第12条第1号に規定する「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第1種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は農業薬品、農業用機械器具等の販売、無人航空機の操縦士等の教育、育成など多種にわたり事業を展開している株式会社で、今回、農業用ドローン事業の拡大に伴い教習施設の整備を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、[]地区交流センターから[]へ約1.2kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「宅地」、西側は「田」、南側は「農道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は敷地内に設置した側溝にて集水し、新規に設置する油分離層へ接続し水路へ放流させるとのことです。

「被害防除」は、西側に緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、盛土規制法については許可済み。横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱については資料作成時において事前協議中で終了見込みとしておりましたが、終了済みと確認しております。

「申請地」は、第3種農地と第1種農地であります。農業用ドローン事業の拡大に伴う教習施設を計画したものであり、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えま

す。

「現地調査」は、1月28日、高橋馨委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「4番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第12条第1号に規定する「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第1種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は現在賃貸住宅で生活しており、実家の両親等の将来的な介護や子供が誕生してからの育児等の協力を得たく、実家の隣接地に一般住宅建築を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約1.3kmに位置しており、地目は登記・現況ともに「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「宅地」、東側は「畑」、西側は「市道」及び「宅地」、南側は「法定外水路」となっております。

「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの本審査手続のご案内の通知により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は市道側溝へ排水させる計画です。

「被害防除」は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区の管轄外とのことで、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第1種農地ではありますが、実家の隣接地に一般住宅を建築しようとするものであり、農地法施行規則第33第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、1月29日、小松田英人委員、戸田靖推進委員、小松高義推進委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ております。また、「1番」と「4番」については、「農用地区域に含めない現況農用地等の土地についての証明」が提出されており、「2番」と「3番」については、横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外が決定されていることについて確認しております。なお、補足として、1番から3番について許可とされた場合には、転用事業が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」第4の1の(6)のエの(イ)に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番佐藤 委員	番号「2 番」の使用貸借について、資料備考欄に永年と記載されていますが、私の記憶では民法規定の改正においても最長の年限は定められていたと思います。確認していただき個別に教えていただければと思います。
事務局	後日、確認のうえご連絡いたします。
11 番新山 委員	番号「3 番」について、これは教習施設とドローンを実際に飛ばして教習を受ける土地も含めての面積でしょうか。
事務局	申請地の 2 筆の土地の上でドローンの教習を行いたいという計画です。今まで自社の敷地内で行っていたようですが、狭いということで今回拡大しその場所で教習をしていきたいという計画です。
11 番新山 委員	既存の事業所の隣ということで立地条件が整い選定されたものと思います。田んぼをつぶしてこのような施設を作ることは仕方がないと思いますが、土地の有効利用ということで、現在、小学校や中学校が廃校となっている施設があると思います。昨今、このようなドローン事業の業者が増えてくるとと思いますので、そのような場所も有効活用してもらった方が良いのではないかと思います。
議長	ご意見として承るということでよろしくをお願いします。
議長	他にご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 50 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 50 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに「整理番号 278 番」は、議席番号 17 番 高橋尚也委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の

規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 17 番 高橋尚也委員 一時退席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 31 ページの「整理番号 278 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 3 月 31 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 278 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 278 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 17 番 高橋尚也委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 217 番」から「整理番号 321 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

はじめに所有権移転になります。議案書 24 ページの「整理番号 217 番」から、「整理番号 222 番」の 6 件は、令和 8 年 3 月 31 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 8 年 4 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。議案書 24 ページの「整理番号 223 番」の 1 件は、令和 8 年 3 月 31 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 25 ページの「整理番号 224 番」から、議案書 34 ページの「整理番号 309 番」の 85 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、

県への認可申請を行い、令和8年3月31日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第51号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書35ページの「整理番号310番」から、議案書36ページの「整理番号320番」の11件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和8年3月31日付けの県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。

続いて再配分になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社がスタンバイ事業により農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書37ページの「整理番号321番」の1件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和8年3月31日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号217番」から「整理番号321番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号217番」から「整理番号321番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第51号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程6、「議案第52号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いに対する意見決定について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

追加議案書の2ページをご覧ください。

「1 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。通常、不動産の贈与を受けた場合、秋田県から不動産取得税が課税されますが、農地の生前一括贈与を受けた者が条件を満たす場合には、その徴収が猶予される制度があります。

この制度を利用するにあたり、農業委員会による制度利用適格者の証明が必要であることから、その証明の願出があったものです。この徴収猶予の特例を受けるためには、年齢が 18 歳以上であること、もとの農地所有者の推定相続人であること、認定農業者や認定新規就農者といった担い手となっていること等の条件がありますが、提出された願出書類、調査書及び農業委員による意見書から、この願出内容が適当であり、徴収猶予の特例を受けるための要件を満たしていると判断されます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 52 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 52 号」については、不動産取得税の徴収猶予の適格者であることを認めることにいたします。

議長

日程 7、「報告第 15 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案書 39 ページをお開き下さい。報告件数は 2 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約 2.1 km に位置しております。隣接地との状況は、北側・東側は「宅地」、西側は「市道」、南側は「畑」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が、農地転用許可が必要であることを認識しないまま、昭和 45 年に居宅の一部を農地に建築し、昭和 53 年には車庫を建築してしまったとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、1 月 22 日、佐藤勇委員、飯野正和委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、1 月 23 日付けで記載のとおり報告しております。

「2 番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約 470mに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「畑」、南側は「法定外道路」、東側は市道を挟んで「畑」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が、昭和 44 年に農地法第 5 条の許可を受け住宅を建築したもので、所有権移転登記はしたものの地目変更登記がされていなかったとのことで、現在も同様に建物があることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、1 月 9 日、佐々木一誠委員、新山武委員、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、1 月 9 日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 15 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第 11 回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10 時 41 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年2月16日

議 長 飯 野 正 和 _____

署名委員 佐 藤 保 _____

署名委員 佐々木 由紀子 _____